

平成十年国家公安委員会規則第十三号

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則

道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）第三十三条第八項及び第三十四条の三第二項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則を次のように定める。

（教習の科目の基準の細目）

**第一条** 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び中型自動車免許（以下「中型免許」とい

う。）に係る基本操作及び基本走行

二 大型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するAT大型免許（以下「AT大型免許」とい

う。）を除く。）及び中型免許（同項第二号に規定するAT中型免許（以下「AT中型免許」とい

う。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並

びに陥路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項

三 AT大型免許及びAT中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる

事項

四 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一

第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）並びに別表第二

第一号から第三号までに掲げる事項（同表第一号及び第二号に掲げる事項にあっては、専ら貨

物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）に係る教習事項を除く。）

五 準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するAT準中型免許（以下「AT準中型免

許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発

進並びに陥路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急

ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲

げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事

項を除く。）

六 AT準中型免許に係る応用走行 別表第一第一号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲

げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教

習事項を除く。）

七 普通自動車免許（以下「普通免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 别表第二第一

号から第三号までに掲げる事項

八 普通免許（府令第二十四条第四項第四号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」とい

う。）を除く。）に係る応用走行 别表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げ

る事項

九 AT普通免許に係る応用走行 別表第二第四号から第九号までに掲げる事項

十 大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）及び普通自動二輪車免許（以下「普

通二輪免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 别表第三第一号から第三号までに掲げ

る事項

十一 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応用走行 别表第三第四号から第七号までに掲げる事項

十二 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下

「中型第二種免許」という。）及び普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第四第一号、第二号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第三号に掲げる事項

十三 大型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するAT大型第二種免許（以下「A

T大型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）、中型第二種免許（同項第六号

に規定するAT中型第二種免許（以下「AT中型第一種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第七号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（大型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十四 AT大型第二種免許、AT中型第二種免許及びAT普通第二種免許に係る応用走行 別表

第四第四号（AT大型第二種免許及びAT中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

二 前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それ

ぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種

免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受

けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT中型第二種免許又

はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用

走行 別表第一第一号、第五号及び第十号に掲げる事項

二 現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けて

いる者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中

型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT

普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係

る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除

く。）、第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三 現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除

く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けてい

る者を除く。）に対する大型免許（AT大型免許を除く。）に係る応用走行 别表第一第一号か

ら第十号までに掲げる事項

四 現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けて

いる者に対するAT大型免許に係る応用走行 别表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる

事項

五 現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除

く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二

種免許を受けている者に対する中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行 别表第一

第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

六 現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受

けている者にあっては、現に準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通

免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応

用走行 别表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）、

第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

七 現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（AT中型免許を除

く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行 别表第一第一号から第十号までに掲げる事項

八 現にAT準中型免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT中型免許に係る応

用走行 别表第一第一号、第五号及び第十号に掲げる事項

九 現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る基本操作及び

本走行 别表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）に掲げる事項

- 十 現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第一種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項
- 十一 現にAT普通免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項
- 十二 現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げること
- 十三 現にAT普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 十四 現にAT普通第二種免許を受けている者（現にAT普通第二種免許を受けている者を除く。）に対するAT普通免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号までに掲げる事項
- 十五 現にAT普通第二種免許を受けている者に対するAT準中型免許に係る応用走行 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 十六 現にAT普通第二種免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行 別表第三第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 十七 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行 別表第三第三号から第三号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項）及び同表第七号に掲げる事項）
- 十八 現にAT中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する大型二輪免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第三第四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行 別表第三第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項）及び同表第七号に掲げる事項
- 十九 現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許（AT大型第一種免許を除く。）及び同表第七号に掲げる事項
- 二十 現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT大型第一種免許（AT大型第一種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 二十一 現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 二十二 現にAT普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 二十三 現にAT普通第二種免許を受けている者に対するAT中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 二十四 現にAT普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第五第一号に掲げる事項
- 二十五 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」）と/or引第二種免許」という。のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項
- 二十六 現に大型特殊免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識
- 二十七 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識
- 二十八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識
- 二十九 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許（AT大型第一種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 三十 現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対するAT大型第一種免許（AT大型第一種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 三十一 現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 三十二 現にAT普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第五第一号に掲げる事項
- 三十三 現にAT普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許（AT中型第二種免許を除く。）に係る応用走行 別表第五第二号から第四号までに掲げる事項
- 三十四 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）に係る学科（一）別表第五第一号に掲げる事項

- 四 大型特殊免許に係る学科（二）別表第五第四号に掲げる事項
- 五 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（一）別表第六第一号及び第二号に掲げる事項
- 六 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（二）別表第六第三号から第五号までに掲げる事項
- 七 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。
- 三 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項
- 四 現に大型特殊免許を受けている者（前号又は次号に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識
- 五 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（第三号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 别表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識
- 六 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 别表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識
- 七 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 别表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識
- 八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 别表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十五条第十一条の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）に必要な知識
- 九 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 别表第六第一号から第四号までに掲げる事項
- 十 現に大型特殊免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 别表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識
- （教育時間の基準の細目）
- 第二条 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科
- 二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科
- 三 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）に係る学科（一）別表第五第一号に掲げる事項

一 大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二时限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

二 大型免許又は中型免許に係る学科（二）（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

三 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号及び第一号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項に係る教習を三时限行うこと。

四 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習を五时限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五时限、六时限又は七时限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

六 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習を一时限行うこと。

七 準中型免許に係る学科（二）（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

八 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊免許又は牽引第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一时限行うこと。

九 普通免許に係る応用走行 別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一时限行うこと。

十 普通免許に係る学科（二） 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一时限行うこと。

十一 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る応用走行（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第三第六号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

十二 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二乗り運転に関する知識に係る教習を一时限行うこと。

十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二时限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一时限行うこと。

十四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第二号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

十五 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこと。

（教習方法の基準の細目）

**第三条** 府令第三十三条第五項第一号ハ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習

二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習

三 府令第三十三条第五項第一号ニ（府令第二十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第十号に掲げる事項に係る教習

二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

五 普通免許に係る技能教習 別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）別表第五号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第十号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習を二时限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行ふ場合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）

八 府令第三十三条第五項第一号ホ（府令第二十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号に掲げ

一部として行う観察教習に限る。)

一 準中型免許又は中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

四 普通免許に係る技能教習（別表第二第五号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

六 府令第三十三条第五項第一号ヌ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第一種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第一種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第一号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）に限る。）

三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う荷重教習に限る。）

五 府令第三十三条第五項第一号ル（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う荷重教習に限る。）

二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第一号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者（現にAT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（AT中型免許を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

二 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（AT普通免許を除く。）又は中型免許（AT準中型免許を除く。）又は普通免許（AT中型免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る応用走行（現に中型免許（AT準中型免許を除く。）普通免許（AT普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

四 AT大型免許又はAT中型免許に係る応用走行（現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

五 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第二第三号に掲げる事項

六 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行（現にAT普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）第五号及び第九号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

七 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

八 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）第五号、第六号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあっては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十 A T 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第二第三号に掲げる事項に係る教習

十一 A T 準中型免許に係る応用走行（現に A T 普通免許を受けている者（現に A T 普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

十二 A T 準中型免許に係る応用走行（現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

十三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る基本操作及び基本走行 別表第四第三号に掲げる事項に係る教習

十四 大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五 大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十六 大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十七 A T 大型第二種免許又は A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十八 A T 大型第二種免許又は A T 中型第二種免許に係る応用走行（現に A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十九 府令第三十三条第五項第一号ワ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習とする。

二十 府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許（A T 大型免許を除く。）又は中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許（A T 中型免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A T 普通第二種免許を除く。）を受けている者及び現に普通免許（A T 普通免許を除く。）を受け、かつ、A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許（A T 大型免許を除く。）又は中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る技能教習（現に A T 中型免許、A T 準中型免許、A T 中型第二種免許又は A T 普通第二種免許を受けている者（現に A T 中型第二種免許を除く。）、準中型免許（A T 準中型免許を除く。）又は普通免許（A T 中型免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

三 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（AT中型免許を除く。）を受けている者を除く。）、準中型免許（AT準中型免許を除く。）、中型第一種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を利用して都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあっては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。次号、第六号、第九号、第十号及び第十三号において同じ。）

四 大型免許（AT大型免許を除く。）又は中型免許（AT中型免許を除く。）に係る技能教習（現に中型免許、普通免許（AT普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 AT大型免許又はAT中型免許に係る技能教習（現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

六 AT大型免許又はAT中型免許に係る技能教習（現にAT中型免許、AT準中型免許、AT中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

七 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通第二種免許（AT普通第二種免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者又は現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を除く。）を受けている者又は現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受け、かつ、AT普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

八 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にAT普通第二種免許を受けている者（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

九 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習（現に普通免許（AT普通免許を除く。）を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十 準中型免許（AT準中型免許を除く。）に係る技能教習（現にAT普通免許を受けている者（現にAT普通第一種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに陥路への進入を除く。）第三号及び第五号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習



号一 第項前	号二 第項前	号三 第項前	号四 第項前	号五 第項前	号六 第項前	号七 第項前	号八 第項前
中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	A T中型免許、A T中型第二種免許若しくはA T普通第二種免許又はA T普通免許	A T準中型免許、A T中型第二種免許若しくはA T普通第二種免許又はA T普通免許	A T中型免許、A T中型第二種免許又はA T中型第三種免許又はA T普通第三種免許	A T中型免許、A T中型第二種免許又はA T中型第三種免許又はA T普通第三種免許	A T中型免許、A T中型第二種免許又はA T中型第三種免許又はA T普通第三種免許	教習(別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。)	

第一項第一	第一項第二	第一項第三	第二項第一	第二項第二	第三項第一	第四項第一	第五項第一	
中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	A T中型免許、A T中型第二種免許若しくはA T普通第二種免許又はA T普通免許	A T準中型免許、A T中型第二種免許又はA T中型第三種免許又はA T普通第三種免許	A T中型免許、A T中型第二種免許又はA T中型第三種免許又はA T普通第三種免許	A T中型免許、A T中型第二種免許又はA T中型第三種免許又はA T普通第三種免許	教習(別表第一第九号に掲げる事項に係る教習に限る。)	前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するものほか、中型免許(A T中型免許を除く。)に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号りに規定する無線指導装置による教習は別表第一第二号に掲げる事項であつて、交差点の通行(左折及び右折を含む。以下同じ。)その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。	中型免許(A T中型免許を除く。)、準中型免許(A T準中型免許を除く。)、中型第二種免許(A T中型第二種免許を除く。)、中型第三種免許(A T中型第三種免許を除く。)、普通第二種免許(A T普通第二種免許を除く。)、普通第三種免許(A T普通第三種免許を除く。)、中型免許(A T中型免許を除く。)、中型第二種免許(A T中型第二種免許を除く。)、中型第三種免許(A T中型第三種免許を除く。)、普通第二種免許(A T普通第二種免許を除く。)、普通第三種免許(A T普通第三種免許を除く。)を除く。)	中型免許(A T中型免許を除く。)、準中型免許(A T準中型免許を除く。)、中型第二種免許(A T中型第二種免許を除く。)、中型第三種免許(A T中型第三種免許を除く。)、普通第二種免許(A T普通第二種免許を除く。)、普通第三種免許(A T普通第三種免許を除く。)



項 第一		項 第二		項 第三		項 第四	
七号	第一項	三号	第二項	二号	第三項	九号	前項
時限数（現に中型免許（A.T中型免許を除く。）、準中型免許（A.T準中型免許を除く。）、中型第二種免許（A.T中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（A.T普通第二種免許を除く。）を受け、かつ、A.T中型第二種免許又はA.T普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一时限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一时限に当該教習に係る時限数を加えた时限数）を減じた場合にあつては、一时限に当該教習に係る時限数を加えた时限数）を減じた時限数、現にA.T中型免許、A.T準中型免許、A.T中型第二種免許又はA.T普通第二種免許を受けている者（現にA.T中型第二種免許又はA.T普通第二種免許を受けている者にあつては、現に中型免許（A.T中型免許を除く。）、準中型免許（A.T準中型免許を除く。）又は普通免許（A.T普通免許を除く。）を受け	七时限	別表第一第一号	基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては二时限の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	四时限	第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、普	別表第一第一号又は別表第二第二号若しくは第三号	第八項
数 時 限	限 八 時	号 第 第 別 一一 表	限 四 時	限 六 時	通 免 許（A.T普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えること	別表第一第一号	前項

第一項 第一号	第二項 第一号	第三項 第一号	第四項 第一号	第五項 第一号	第六項 第一号	第七項 第一号	第八項 第一号	第九項 第一号	第十項 第一号
第一項 第二号	第二項 第二号	第三項 第二号	第四項 第二号	第五項 第二号	第六項 第二号	第七項 第二号	第八項 第二号	第九項 第二号	第十項 第二号
別表第一第一号	別表第一第一号	基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては二时限	基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては二时限	第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第四項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	四时限	四时限	四时限	四时限
七时限	七时限	七时限	七时限	七时限	七时限	七时限	七时限	七时限	七时限
数 時 限	限 四 時	号 第 第 別 一 二 表	限 四 時	限 六 時	三号 第 号 第 第 別 第 九 第 九 第 九 第 九 第 九	項 第 九			

六	一	二	三	四	五	六	七	八	九
府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては四时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。	府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。	府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。	府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。	府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。	府令第三十三条第五項第一号レに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。	大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 府令第三十三条第五項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うこと。 前条に規定するもののほか、大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四时限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を一时限連続して行つた後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行いう場合にあつては、当該二时限連続して行つた教習を含め五时限）を超えないこと。 ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一时限又は三时限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二时限連続して行つた後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行いう場合にあつては、当該二时限連続して行つた教習を含め四时限）を超えないこと。 二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては四时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。 三 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。 四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。 五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。	大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 府令第三十三条第五項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとすること。 二 府令第三十三条第五項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うこと。 前条に規定するもののほか、大型第二種免許（AT大型第二種免許を除く。）に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四时限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を一时限連続して行つた後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行いう場合にあつては、当該二时限連続して行つた教習を含め五时限）を超えないこと。 ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一时限又は三时限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二时限連続して行つた後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行いう場合にあつては、当該二时限連続して行つた教習を含め四时限）を超えないこと。 二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては四时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。 三 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。 四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又はAT普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。 五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習（別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習に限る。）の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一时限、応用走行にあつては三时限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一时限）を超えないこと。		

<p>免許を除く。)、中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受け、かつ、A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一限时（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一限时に当該教習に係る时限数を加えた时限数）を減じた时限数、現にA T中型第二種免許又はA T普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。））を受けている者を除く。）による教習を行つた时限数を加えた时限数（A T中型免許を除く。）又は普通免許（A T普通免許を除く。）を受けている者を除く。）による教習を行つた时限数（五限时（運転シミュレーターによる教習による教習を行つた时限数）を減じた时限数）以上行うこと。</p>
<p>前項の規定は、A T大型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>前項第一号</p> <p>中型第二種免許若しくは普通第二種免許</p>
<p>教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第十二項第一号</p> <p>中型第二種免許若しくは普通第二種免許</p>
<p>普通第二種免許</p>

<p>中型第二種免許又は普通第二種免許</p>	<p>普通第二種免許</p>
<p>中型第二種免許又は普通第二種免許</p>	<p>A T普通第二種免許</p>
<p>A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許</p>	<p>A T普通第二種免許</p>
<p>中型第二種免許若しくは普通第二種免許</p>	<p>A T普通第二種免許</p>

<p>中型第二種免許又は普通第二種免許</p>	<p>中型第二種免許又は普通第二種免許</p>
<p>中型第二種免許又は普通第二種免許</p>	<p>A T普通第二種免許</p>
<p>A T中型第二種免許又はA T普通第二種免許</p>	<p>A T普通第二種免許</p>
<p>中型第二種免許若しくは普通第二種免許</p>	<p>A T普通第二種免許</p>



(施行期日)  
この規則は、平成十四年六月一日から施行する。

- (経過措置)  
この規則の施行の際現に指定自動車教習所において道路交通法施行規則及び自動車安全運転センターライセンス試験規則第三十三条第一項に規定する教習を受けている者に対する教習の科目並びに道路交通法施行規則第三十三条第一項における教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお從前の例による。

新規則第三条第五項第三号の規定の適用については、この規則の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、同号中「教習を行う場合」とあるのは、「教習を行う場合その他の都道府県公安委員会が適当と認める方法により教習を行う場合」と読み替えるものとする。

- 附 則** (平成一六年五月二八日國家公安委員会規則第二二号)  
(施行期日)  
この規則は、平成十七年六月一日から施行する。  
(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(次項において「旧規則」という。)第一条第一項第五号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(次項において「新規則」という。)第一条第一項第五号に掲げる基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。  
この規則の施行の際現に旧規則第一条第三項第一号に掲げる学科(一)を修了している者は、新規則第一条第三項第一号に掲げる学科(一)を修了した者とみなす。

- 附 則** (平成一六年一二月三日國家公安委員会規則第一九号) 抄  
(施行期日)  
この規則は、平成十七年三月一日から施行する。  
(経過措置)  
この規則の施行の際現に改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一条及び第二条の規定により行われた大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科を修了している者は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一条及び第二条の規定により行われた大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科を修了した者とみなす。

- 附 則** (平成一八年二月二〇日國家公安委員会規則第五号)  
(施行期日)  
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
(経過措置)  
この規則の施行の際現に次の各号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、当該各号に定める基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。  
一 改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(以下「旧規則」という。)  
第一条第一項第一号の大型自動車免許に係る基本操作及び基本走行  
所等の教習の基準の細目に関する規則(以下「新規則」という。)第一条第一項第一号の中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行  
三 旧規則第一条第一項第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行(次号に掲げる場合を除く。)  
新規則第一条第一項第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行(次号に掲げる場合を除く。)  
本走行  
四 旧規則第一条第一項第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行(全長十メートル未満又は軸距五・一五メートル未満である自動車を使用して行う場合に限る。)  
新規則第一条第一項第七号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

五 旧規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行

- 一条第一項第七号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行  
この規則の施行の際現に次の各号に掲げる応用走行を修了している者は、当該各号に定める応用走行を修了した者とみなす。

一 旧規則第一条第一項第二号の大型自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第二号の中型自動車免許に係る応用走行

- 二 旧規則第一条第一項第四号の普通自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第四号の普通自動車免許に係る応用走行

三 旧規則第一条第一項第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行(次号に掲げる場合を除く。)  
新規則第一条第一項第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行

- 四 旧規則第一条第一項第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行(全長十メートル未満又は軸距五・一五メートル未満である自動車を使用して行う場合に限る。)  
新規則第一条第一項第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行

五 旧規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行

- 六 旧規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行(以下この項において「普通第二種免許」という。)とみなされる改正法第四条の規定による改正前の道路交通法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許に係る学科(二)を受けている者(改正法附則第六条の規定により改正法第四条の規定による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)第八十四条第四項の中型自動車第二種免許又は同項の普通自動車第二種免許(以下この項において「普通第二種免許」という。)とみなされる改正法第四条の規定による改正前の道路交通法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許を受けている者を除く。)に対しては、新規則別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二时限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一时限並びに新規則別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一时限行うこととする。ただし、普通第二種免許を受けた者については、この限りでない。

- 附 則** (平成二〇年五月一〇日國家公安委員会規則第九号)  
(施行期日)  
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

**附 則** (平成二六年三月一四日國家公安委員会規則第二号) 抄  
(施行期日)  
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年六月一日)から施行する。

**附 則** (平成二八年七月一五日國家公安委員会規則第一七号)  
(施行期日)  
この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年三月十二日)から施行する。

**附 則** (平成二八年七月一五日國家公安委員会規則第一七号)  
(経過措置)  
次の各号のいずれかに該当する者に対する指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一条第二項第一号から第八号まで及び同条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号から第四号まで並びに同条第八項第一号から第六号まで並びに第四条第一号及び第七号、同条第二項、第三項並びに第五項の規定の適



を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許（以下「A.T中型免許」という。）を除く。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA.T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許（以下「A.T準中型免許」という。）を除く。）及び中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA.T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許（以下「A.T中型第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条新規則の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（大型免許に関する経過措置）  
2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において中型免許（A.T中型免許を除く。）、準中型免許（A.T準中型免許を除く。）又は中型第二種免許（A.T中型第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第二条新規則の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（大型免許に関する経過措置）  
2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（以下「大型免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA.T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「A.T大型免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条新規則の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（大型第二種免許に関する経過措置）  
2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所における大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA.T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許（以下「A.T大型第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第三条新規則の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（大型第二種免許に関する経過措置）  
2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に指定自動車教習所における大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA.T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許（以下「A.T大型第二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第四条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準に従前の例による。

#### 別表第一（第一条・第四条関係）

- 一 自動車の構造踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他の自動車の運転に係る走行
- 二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他の運転に必要な技能に基づく走行
- 三 急ブレーキによる停止を行うための走行
- 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で貨物自動車に係るもの（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

五 方向変換及び縦列駐車	六 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における貨物自動車の運転に係る走行
七 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行	八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行
九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の運転に必要な運転に必要な技能に基づく走行	十 地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行
十一 地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行	

#### 別表第二（第一条・第四条関係）

- |  |  |
|--|--|
| 一 自動車の構造踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他の自動車の運転に係る走行（第三号に掲げる事項を除く。） | 二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他の運転に必要な技能に基づく走行（次号から第九号までに掲げる事項を除く。） |
| 三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る走行                                       | 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に必要な技能に基づく走行                |
| 五 方向変換、縦列駐車及び急ブレーキによる停止を行うための走行                                    | 六 運転車が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行                               |
| 七 運転の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行                                       | 八 高速運転に必要な技能に基づく走行   |
| 九 気候、地形その他の地域の特性に応じた走行   | 十 地形その他の地域の特性に応じた走行  |
- 別表第三（第一条、第二条、第四条関係）
- 一 取り回し（自動車を押して歩くことをいう。）、自動車の構造踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）
  - 二 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保つた走行その他の運転に係る走行（第六号から第七号までに掲げる事項を除く。）
  - 三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行
  - 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号に掲げる事項を除く。）
  - 五 カーブにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行うための走行
  - 六 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行
  - 七 砂利道における走行その他の安定を保つこと困難な状況における走行
  - 八 方向変換及び縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行
  - 九 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行
  - 十 急ブレーキによる停止を行うための走行
- 別表第四（第一条・第四条関係）
- 一 自動車の構造踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他の旅客自動車の運転に係る走行
  - 二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）
  - 三 急ブレーキによる停止を行うための走行
  - 四 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に必要な走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）
  - 五 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行

六 時間的余裕がない場合における旅客自動車の安全な運転に係る走行  
 七 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

走行

八 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅

客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行

**別表第五（第一条、第二条関係）**

一 法第一百八条の二十八第四項各号に掲げる事項であつて、別表第一第一号から第三号まで、別

表第二第一号から第三号まで及び別表第三第一号から第三号までに掲げる事項に関するもの

二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

三 応急救護処置

四 前三号に掲げるもののほか、運転に必要な適性の自覚に関すること、交通事故の実態の理解

に關することその他自動車の運転に必要な知識

**別表第六（第一条、第二条関係）**

一 法第一百八条の二十八第四項各号に掲げる事項であつて、別表第四第一号から第三号までに掲

げる事項に関するもの

二 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安

全の確保について必要な知識

三 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

四 応急救護処置

五 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関すること、旅客自動

車に係る交通事故の実態の理解に關することその他の旅客自動車の運転に必要な知識